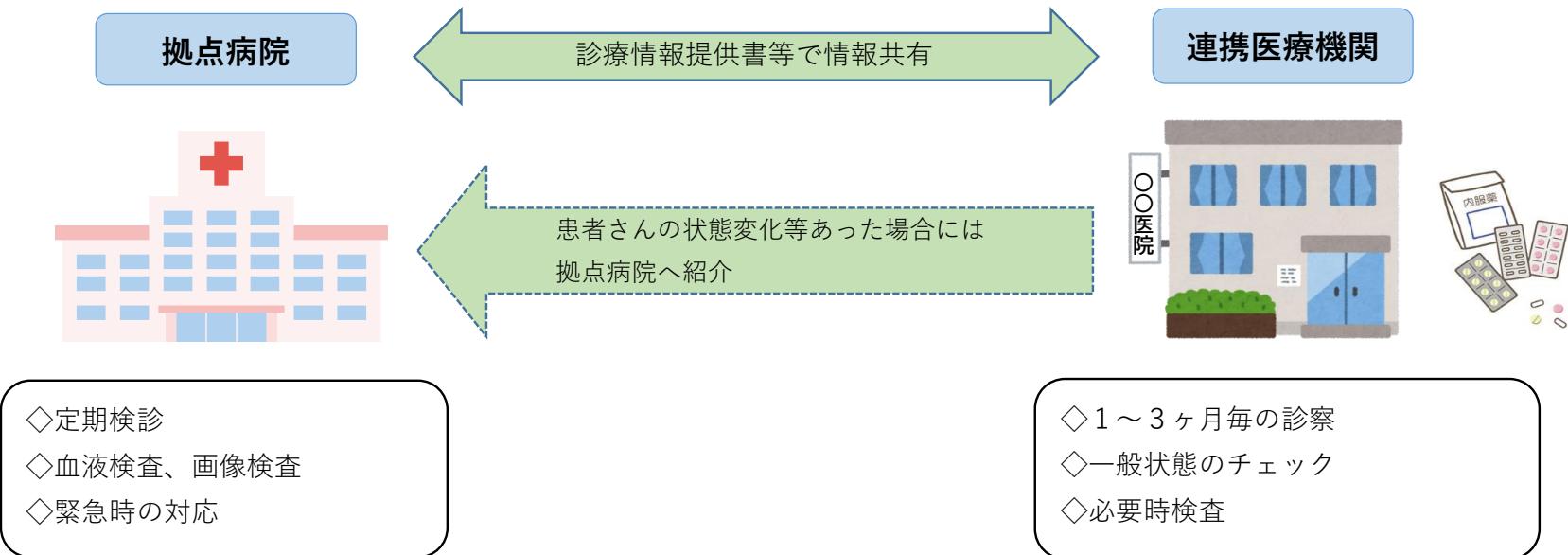


胃がん術後連携パスの診療報酬算定



がん治療連携計画策定料 1 (750点) 1回限り算定可

がんと診断され、初回の治療目的入院における退院時、または退院日から30日以内の外来受診時に、患者から同意が得られ、連携医療機関へ文書にて情報提供した場合に算定可能

がん治療連携計画策定料 2 (300点) 1回／月算定可

がん治療連携指導料を算定している患者について、状態の変化等に伴い連携医療機関から拠点病院へ紹介され、診療し治療計画を変更した場合に算定可能

がん治療連携指導料 (300点) 1回／月算定可

がん治療連携計画策定料が算定されている場合のみ、
がん治療連携指導料を算定することができます。
「術後連携パスのための診療情報提供書」または「診療情報提供書」
にて拠点病院へ情報提供した場合に算定可能